

内閣府令第三十九号

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十六条の八第四項及び第六項、第八十六条の九第六項及び第十項並びに第八十六条の十一後段の規定により読み替えて適用する同法第八十六条の九第九項の規定に基づき、災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年六月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令

災害対策基本法施行規則（昭和三十七年総理府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項中「第八十六条の二第四項」を「第八十六条の八第四項」に、「公共施設等」を「避難所」に改め、同条第二項中「第八十六条の二第六項」を「第八十六条の八第六項」に、「公共施設その他の施設」を「避難所」に改め、同条第三項中「第八十六条の三第六項」を「第八十六条の九第六項」に改め、同条第四項中「第八十六条の三第十項」を「第八十六条の九第十項」に改め、同条第五項中「第八十六条の五後段」を「第八十六条の十一後段」に、「第八十六条の三第九項」を「第八十六条の九第九項」に、「第八十六条の五前段」を「第八十六条の十一前段」に、「公共施設その他の施設」を「避難所」に改める。

## 附 則

この府令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十四号）の施行の日（平成二十五年六月二十一日）から施行する。